

令和7年度4月1日施行 改正貨物自動車運送事業法に係る重要なアンケート

- ①-(1). 運送契約締結時に書面交付を行っている。 (はい・いいえ)
荷主から直接依頼される運送について相互に書面を交付している。 (はい・いいえ)
- ①-(2). 協力会社へ依頼する場合も書面交付を行っている。 (はい・いいえ)

記載（確認）項目にチェックして下さい。

- ・ 運送役務の内容と対価
- ・ 運送契約に荷役作業や付帯作業が含まれる場合の詳細
- ・ 上記以外に別途生ずる特別な費用の料金（例：高速料金、燃料サーチャージ等々）
- ・ 契約の当事者の氏名、名称及び住所
- ・ 運賃とその他料金の支払い方法
- ・ 書面を交付した年月日
- ・ 請負次数を伝達している

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

- ②-(1). 元請事業者(真荷主から直)の場合、運送ごとに実運送体制管理簿を作成している。

(はい・いいえ)

実運送体制管理簿に係る確認項目です。チェックして下さい。

- ・ 1. 5トン以上の貨物運送について漏れなく作成している。
- ・ 対象となる実運送事業者の商号又は名称を作成時に記載している。
- ・ 対象となる実運送事業者の内容及び区間を作成時に記載している。
- ・ 対象となる実運送事業者の請負階層を作成時に記載している。

☐
☐
☐
☐

(一次や二次請けなど)

- ②-(2). 協力会社へ依頼の際に通知義務を徹底している。

(はい・いいえ)

「実運送事業者の情報」を元請事業者は把握しなければならない。

そのために協力会社へ依頼する際の通知義務の確認です。チェックして下さい。

- ・ 1. 5トン以上の貨物運送の為、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を伝達している。
- ・ 当該運送の元請事業者の連絡先を伝達している。
- ・ 当該運送の真荷主の名称を伝達している。
- ・ 当該運送の委託先(協力会社)の請負次数を伝達している。

☐
☐
☐
☐

- ③. 以下リーフレットを確認し、掲示ないしは共有している。

(はい・いいえ)

書面交付義務	健全化措置・ 運送利用管理規程	実運送体制管理簿	荷役時間・荷役作業等の 記録義務の対象拡大
			

各種リーフレットと書面様式例はこちらで



報告日：2025年

月

日 会社名：

営業所名：

アンケートご協力ありがとうございました。

お手数ですが、郵送・メール・FAXのいずれかで御返答頂きますようお願い致します。

【郵便】〒010-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15番20号

【メール】 tsk@ata.or.jp

【FAX】018-863-7354